

専決処分第 15 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 25 年 11 月 6 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成 25 年 9 月 21 日午前 10 時 00 分、所有の自動車で町管理施設（窪川小学校）敷地内を走行中、横断溝のグレーチングが跳ね上がり、車体を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 36,800 円
内訳（車両修理費用） | |